

# 税負担の公平性を確保するために 強制捜索を執行しました

市では、税負担の公平性の確保と財政基盤の確立のために、徴収の強化に取り組んでいます。滞納処分については、預貯金や不動産の差し押さえを行っていますが、今回は、再三の納付催告によっても自主納付に応じなかった滞納者に対して、最終手段として強制捜索を行いました。

捜索では、9名の捜索チームを編成し、約2時間かけて家宅捜索を行い、現金約260万円のほか、金券、絵画などの動産を差し押さえました。

このように、預貯金や不動産の差し押さえを行っても、依然として滞納市税があり、自主納付されない場合は、自宅や事務所等の捜索を行い、差し押さえを執行していきます。

## 強制捜索とは

国税徴収法第142条に、「滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができ」と規定されており、税の滞納があり、市が必要と判断した場合は、滞納者の同意なしに捜索を行うことができます。

## 延滞金について

納期限までに完納されない場合は、延滞金が発生します。延滞金は、原則減免することはありませんので、納期限までに納付してください。

（例）市税10万円を1年間滞納すると、13,800円の延滞金が発生します。

## 問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）  
☎43・0398

## 滅失家屋の届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有されている不動産等に課税されます。平成21年中に家屋を取り壊された場合は、平成22年度は課税されませんので、税務課までご連絡ください。

問い合わせ 総務部税務課(社庁舎) ☎43-0395

## 自動車税の徴収強化について

県では、自動車税の滞納対策として、預貯金・給与などの差し押さえに加え、自動車への「**タイヤロック装着による滞納整理の強化**」に取り組んでいます。



タイヤロックが装着されると自動車は走行できなくなり、未納の税金と延滞金を納付しない限り解除できません。

問い合わせ 加東県税事務所自動車税課 ☎42-9336

## 差し押さえ件数(4~10月)

区分	件数
不動産	19件
預貯金、給料等	84件
動産	7件
合計	110件

## 加東市環境基本計画の策定について

### みなさまからのご意見を募集します

平成22年度末の策定に向けて作業をすすめている「加東市環境基本計画」について、みなさまからのご意見を随時募集しています。

市内にお住まいの方や、市内の事業所で働かれている方など、加東市に関係する方ならどなたでも結構です。みなさまからのご意見は、環境市民会議や庁内部会で検討を行い、計画策定に反映させていただきます。

#### 提出方法

任意の様式にご意見、住所、氏名、電話番号を記入のうえ、FAX、郵送、Eメールなどでご提出ください。このほか、任意抽出させていただいた方々を対象にアンケートを予定していますので、ご協力をお願いいたします。

#### 意見提出・問い合わせ

〒679-0292 加東市下滝野1269-2  
加東市市民安全部生活課（滝野庁舎）  
☎48-3528/FAX48-5525  
E-mail:seikatsu@city.kato.lg.jp

#### 環境基本計画とは・・・

加東市における環境面での最上位計画で、身近な生活環境から地球温暖化問題まで、市民、市民団体、事業者、市のそれぞれが、自主的に学習し行動することで、環境への負荷を減らし、循環型社会を形成するために策定するものです。分かりやすく実効性のある計画策定をめざしています。

#### 環境市民会議とは・・・

環境基本計画を策定するにあたり、広く市民のみなさまからのご意見を計画に反映させるために設置された組織です。区長会、市民団体、事業者のほか、一般公募の方々を含む18名の委員で構成されています。